

マンホールポンプ場等運転及び保全管理業務委託 仕様書

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、熊本市（以下「委託者」という。）と受託者が契約を締結する熊本市域に設置されているマンホールポンプ場、北部処理区中継ポンプ場、合流改善スクリーン設備及び雨水貯留管設備（以下「マンホールポンプ場等」という。）の運転及び保全管理業務に係る受託者が行うべき業務（以下「業務」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、マンホールポンプ場等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書及び特記仕様書、契約書、その他関係書類（現場説明を含む。）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 業務の履行にあたっては、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、消防法その他関連法令が定める基準を遵守しなければならない。

(履行機関)

第3条 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

(業務の履行場所)

第4条 受託業務履行場所は、別紙1-1～1-8に掲げる熊本市北区飛田4丁目2-15地先 ほか325箇所とする。

(業務の範囲)

第5条 本業務の委託範囲は、特記仕様書に掲げる施設及び業務の範囲とする。

(業務の内容)

第6条 受託者が行う業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンホールポンプ場の運転及び保全管理に関する業務
- (2) 中継ポンプ場の運転及び保全管理に関する業務
- (3) 合流改善スクリーン設備の運転及び保全管理に関する業務
- (4) 雨水貯留管設備の運転及び保全管理に関する業務

※業務の詳細については、特記仕様書によるものとする。

(業務管理)

第7条 受託者は、善良なる管理者としての責任を持って業務を履行しなければならない。

2 受託者は、マンホールポンプ場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、施設の運転に精通するとともに、業務の実施にあたっては、常に問題意識を持ってこれにあたり、創意工夫し、施設の予防保全に努めること。

3 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び施設の機能に重大な支障が生じた場合に備え、緊急連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるよう準備すること。

4 感染症が拡大しないよう、十分に注意を払うこと。また、罹患者が発生した場合でも本業務を継続できる体制を整えること。

(有資格者の配置)

第8条 業務の実施に際しては、法令等で定められた有資格者を配置すること。

(実施計画書)

第9条 受託者は、受託期間中における運転及び保全管理方法に関する実施計画書を作成し、契約締結後速やかに委託者の承諾を受けなければならない。

2 実施計画書は、次の事項について記載するものとする。

- (1) 業務概要のこと
- (2) 業務実施体制及び緊急連絡体制のこと
- (3) 業務の工程のこと
- (4) 業務の方法のこと
- (5) 安全衛生管理のこと
- (6) 各種報告書の様式
- (7) その他の必要事項

(総括責任者の選任及び職務)

第10条 受託者は、第3種下水道技術検定又は下水道管理技術認定試験合格者の中から業務の総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 業務の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- (2) 契約書、本仕様書及び特記仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適切かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
- (4) 業務の履行にあたっては、監督員との連絡を密にし、必要があれば協議を行うこと。

(提出書類)

第11条 受託者が、委託者に提出すべき書類は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 契約締結後遅滞なく提出する書類
 - ア 着手届及び業務工程表
 - イ 総括責任者、副総括責任者及び作業者届
 - ウ 実施計画書、災害防災計画書及び有資格者等一覧
 - エ 再委託（変更）承諾願（必要に応じて）
 - オ その他必要と認める書類
- (2) 提出する書類
 - ア 月間業務実行計画書 一式（当月分を前月末日まで）
 - イ 業務完了通知書
 - ウ 月間業務報告書 一式
- (3) 年度末提出する書類
 - ア 業務完了報告書（年報等） 一式
- (4) その他、上記以外に委託者が必要と認めた書類

2 提出した書類の内容等を変更する必要が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。

第2章 安全管理

(法令等の遵守)

第12条 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、電気事業法、クレーン等安全規則、酸素欠乏症等防止規則、その他災害防止関係法令及び公害関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を講じること。

(安全管理)

第13条 受託者は業務の履行にあたり、安全に関する基準等を定め、安全の確保に十分留意すること。

- 2 事故の防止を図るため、安全管理については実施計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

(安全教育)

第14条 受託者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、業務従事者の安全意識の向上を図ること。

- 2 受託者は、業務に従事する者に対して、事故、その他災害が発生した場合の処置について、実地指導、訓練を行うこと。
- 3 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏等危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

(労働災害の防止)

第15条 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は、常時点検して、業務に従事する者の安全を図ること。

- 2 マンホール、管渠内などに入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏等危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等の事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- 3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示によること。
- 4 クレーン等の取り扱いについては、必ず有資格者を充て、かつ、作業開始前の点検を必ず行うこと。
- 5 道路上に設置されているマンホールポンプ場等の保守点検時には、交通整理要員を要所に配置し、交通に支障がないようにするとともに、業務従事者及び歩行者の安全を確保すること。
- 6 マンホールポンプ槽内の作業時には、転落防止として安全帯を着用すること。

(その他の安全管理)

第16条 作業中は、必ず作業着、ヘルメット及び安全靴を着用すること。

- 2 万一、事故が発生した場合には、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に連絡するとともに、速やかに必要な措置を講じること。
- 3 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により直ちに委託者に届けること。

第3章 作業要領

(施設の運転及び保全管理)

第17条 受託者は、本仕様書、特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令、その他関係書類等を熟知し、委託者の定めるところに従ってマンホールポンプ場等を運転及び保全管理しなければならない。

2 受託者は、マンホールポンプ場等の構造、機器の動作特性、性能、機能及び施設の重要性、目的等を熟知し、平常時はもとより、緊急時、異常時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

(施設の保守点検)

第18条 受託者は、マンホールポンプ場等における各機器等の性能、機能を確保するために必要な点検、整備、測定及び調査を行うものとする。

2 保守点検は、日常点検、定期点検、検知された異常に対して行う臨時点検及び簡易故障修理とする。また、法令等で定められた定期自主点検及び機器周辺の清掃も含むものとする。

(日常点検)

第19条 マンホールポンプ場等の日常点検は、特記仕様書に掲げる頻度で行い、各施設及び機器等の運転状況を確認するとともに、異常の早期発見に努めなければならない。

2 日常点検により異常を発見した場合には、委託者に報告するとともに、速やかに適切な措置を講じること。

(定期点検)

第20条 受託者は、本仕様書及び特記仕様書、完成図書等により、各施設及び設備機器の点検計画を定め、定期点検を行うものとする。また、計画の策定にあたっては事前に監督員と協議すること。

2 定期点検の結果は定期点検表に記録保存し、委託者に報告するものとする。

(臨時点検)

第21条 臨時点検とは、施設の点検中又は故障警報等の発生により発見された故障、異常について、その原因を調査するために行う点検をいう。

2 臨時点検の結果、修理、調整が必要な場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、故障報告書等に記録保存し、委託者に報告するものとする。

(定期自主点検)

第22条 法令等に定期自主点検が義務づけられている機器等は、その規定に基づき点検を実施する。ただし、委託者が別途に委託契約するものは除く。

(簡易故障修理及び補修塗装)

第23条 受託者は、点検により発見した不良箇所及び故障発生箇所のうち、手工具、支給材料等を用いて、現場にて修理可能なものについては、修理内容を委託者と協議のうえ処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに委託者に報告し、指示を受けなければならない。

2 受託者は、足場組を必要としない高さにおいて、さび、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するために補修塗装を実施すること。

(搬出業務)

第24条 受託者は、マンホールポンプ場等で発生する沈砂、し渣については、搬出計画を策定し搬

出するものとするが、計画の策定にあたっては事前に監督員と協議すること。

- 2 搬出業務に従事する者は、関係各法令を遵守し、委託者が指定する搬出先まで安全かつ適切に搬出を行わなければならない。

(その他の業務)

第25条 受託者は、マンホールポンプ場等その周辺の清掃に心掛け、不要な物品等は整理すること。

(異常時、緊急時の対応)

第26条 受託者は、夜間を含め停電、故障、事故、自然災害等の緊急事態が発生した場合は、あらかじめ定めた緊急連絡体制により出動し、対応を行うこと。

- 2 大雨、台風等の自然災害により、異常事態が生じると予想される場合は、出動態勢を整え、対応すること。

- 3 受託者は、災害時に二次災害が発生するおそれがある場合には、適切な措置を講じ災害の発生を未然に防止しなければならない。

(業務の記録)

第27条 受託者は、施設の運転状況、設備機器の状態、保守点検結果及び故障等の状況を報告書に記録し、必要に応じて写真等を添付のうえ、委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、作業記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、委託者が提出を求めた場合は、受託者の機密に関する事項を除き、速やかに提出しなければならない。

(盗難、火災等の防止)

第28条 受託者は、各施設における機器、備品等の盗難の防止及び関係者以外の侵入者の防止に努めなければならない。

- 2 火災の防止にあたっては、施設毎に火元責任者を選び、火気の正確な取扱い及び火の後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

第4章 そ の 他

(完成図書、器具等)

第29条 業務履行上必要とする完成図書、図面、特殊工具等は委託者が貸与する。

- 2 点検整備及び簡易故障修理に使用する工具類、測定器具、安全対策器具類については、受託者の負担とする。

- 3 受託者は、貸与品については台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、破損、盗難、紛失等があった場合は、受託者がこれを弁償する。

(経費の負担)

第30条 受託者が業務履行上負担する経費は、受託者自らが業務の実施に係る直接的な事務費、業務の維持及び管理に必要な経費とし、特記仕様書で定めるものとする。

- 2 委託者は、前項に掲げる費用以外を負担する。

(損害賠償及び補償)

第31条 受託者の過失により、施設に損害を与えた時は、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。

- 2 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

(設計図書等の変更)

第32条 履行期間において新規マンホールポンプ場の供用が開始する場合、受託者は供用開始日より運転及び保全管理を行うこと。また、既設マンホールポンプ場の供用が廃止する場合、受託者は供用廃止日より運転及び保全管理業務を中止すること。なお、この追加又は廃止に伴う契約変更是年度末に一括して行うものとする。

(雑則)

第33条 本仕様書及び特記仕様書に明記されてない事項であっても、運転及び保全管理上当然必要とされる業務は、良識ある判断に基づき行わなければならない。

(疑義等)

第34条 本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

マンホールポンプ場等運転及び保全管理業務委託 特記仕様書

(業務の概要)

第1条 本業務は、熊本市域に設置されているマンホールポンプ場、北部処理区中継ポンプ場、合流改善スクリーン設備及び雨水貯留管設備（以下「マンホールポンプ場等」という。）の性能を維持し、常に適正かつ良好な状態を保つことを目的とする。また、異常・故障等が発生した場合の対応等を行うものである。

(業務の範囲)

第2条 マンホールポンプ場等運転及び保全管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）第5条に規定する受託者が行う業務の範囲は、熊本市域に設置されているマンホールポンプ場の施設全体、北部処理区中継ポンプ場の施設全体、合流改善スクリーン設備の施設全体及び雨水貯留管設備の施設全体とする。

(業務の内容)

第3条 仕様書第6条の業務内容は、次のとおりとする。

(1) マンホールポンプ場

ア 運転監視業務

(ア) 運転監視

(イ) 運転データの記録及び報告

(ウ) 異常時、緊急時の対応

(エ) その他（工事等）の対応

イ 保守点検業務

(ア) 点検基準に基づく保守点検（別紙2）

※1 令和8年度（2026年度）10月以降に供用開始予定の新規マンホールポンプ場については、年次点検を不要とする。

※2 宅内マンホールポンプ場については、供用開始した年度は点検を不要とする。

(イ) 保守点検における記録、報告

(ウ) 軽易な補修塗装（必要な場合）

(エ) 簡易な故障修理、軽微な部品交換

ウ その他の業務

(ア) ポンプ場敷地内及び周辺の除草、樹木管理（年3回）

対象箇所：(西-62)島崎5丁目No.4

(イ) ポンプ槽内清掃作業（月1回：高圧洗浄機による。）

(ウ) ポンプ槽内部の沈砂、し渣除去（年1回）

(2) 中継ポンプ場

ア 運転監視業務

(ア) 運転監視（週3回巡回管理）

(イ) 運転データの記録及び報告

(ウ) 異常時、緊急時の対応

(エ) その他（工事等）の対応

イ 保守点検業務

- (ア) 点検基準に基づく保守点検（別紙 3）
- (イ) 保守点検における記録、報告
- (ウ) 軽易な補修塗装（必要な場合）
- (エ) 簡易な故障修理、軽微な部品交換

ウ その他の業務

- (ア) 施設建物内及び場内の清掃
- (イ) ポンプ場敷地内の除草、樹木管理及び場内清掃（年 3 回）
対象箇所：飛田ポンプ場、井川道ポンプ場
- (ウ) ポンプ槽内清掃作業（月 1 回：高圧洗浄機による。）
- (エ) ポンプ槽内部の沈砂・し渣除去（年 1 回）（坪井第 2 ポンプ場を除く。）

(3) 合流改善スクリーン設備

ア 運転監視業務

- (ア) 運転監視（月 1 回巡回管理）
- (イ) 運転データの記録及び報告
- (ウ) 異常時、緊急時の対応
- (エ) その他（工事等）の対応

イ 保守点検業務

- (ア) 点検基準に基づく保守点検（別紙 4）
- (イ) 保守点検における記録、報告
- (ウ) 軽易な補修塗装（必要な場合）
- (エ) 簡易な故障修理、軽微な部品交換

ウ その他の業務

- (ア) スクリーン清掃作業（月 1 回：高圧洗浄機による。）

(4) 雨水貯留管設備

ア 運転監視業務

- (ア) 運転監視（月 1 回巡回管理）
- (イ) 運転データの記録及び報告
- (ウ) 異常時、緊急時の対応
- (エ) その他（工事等）の対応

イ 保守点検業務

- (ア) 点検基準に基づく保守点検（別紙 5）
- (イ) 保守点検における記録、報告
- (ウ) 軽易な補修塗装（必要な場合）
- (エ) 簡易な故障修理、軽微な部品交換

ウ その他の業務

- (ア) ポンプ槽内清掃作業（月 1 回：高圧洗浄機による。）
- (イ) ポンプ槽内部の沈砂、し渣除去（年 2 回）

(5) 保全台帳及び保全履歴の整備

- ア 受託者は、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場で実施した運転監視業務、保守点検業務、その他の業務等について、委託者指定の下水道施設台帳システム（以下「WBC」という。）の保全台帳及び保全履歴にデータを入力するものとする。
- イ WBC ログイン用のユーザー ID 及びパスワードは委託者から提供する。ただし、提供した情報は第三者に漏らしてはならない。
- ウ 保全台帳及び保全履歴のデータは、常に最新のものとすること。
- エ データ入力は、WBC 操作手順に従い行うこと。

(運転及び保全管理基準)

第4条 受託者が行うマンホールポンプ場等の運転及び保全管理基準は、次のとおりとする。

- (1) マンホールポンプ場
 - ・別紙 2 の点検基準による運転状況等の確認を行う。
 - ・汚水ポンプの運転は、水位による自動運転を原則とする。
 - (2) 中継ポンプ場
 - ・別紙 3 の点検基準による運転状況等の確認を行う。
 - ・汚水ポンプの運転は、水位による自動運転を原則とする。
 - (3) 合流改善スクリーン設備
 - ・別紙 4 の点検基準による運転状況等の確認を行う。
 - ・スクリーンの運転は、水位による自動運転を原則とする。
 - (4) 雨水貯留管設備
 - ・別紙 5 の点検基準による運転状況等の確認を行う。
 - ・ポンプの運転は、排水先水位による自動運転を原則とする。
- 2 故障等が発生した場合は、早急に現場確認を行い、適切な処置を行うこと。また、故障等により運転に支障がある場合、又は重大故障発生時には迅速な現場確認及び応急措置を行うとともに委託者へ速やかに報告すること。
- 3 大雨、洪水、暴風警報発令時及び必要に応じて委託者が指示した場合には、水防態勢をとること。
- 4 大雨、洪水、暴風等によりマンホールポンプ場等が長時間停電する場合は、非常用発電機を設置し、流入下水の速やかな排除に努めること。
- 5 5月中旬頃から 150 日間、25 kVA・45 kVA・60 kVA の発電機を 1 台ずつリースすること。また、必要に応じて 15 kVA 以上の発電機を 5 台以上準備し、緊急事態に備えること。
(経費の負担)

第5条 仕様書第 30 条に定める受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 各種報告用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品
- (2) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器、硫化水素測定器、酸素濃度計等の安全保護具・機器
- (3) 設備点検・修理に係る点検工具、振動計、テスター、絶縁抵抗計、カメラ、懐中電灯等の工具・器具（※特殊工具は、委託者が貸与する。）
- (4) 業務実施上必要となる車両及び車両維持に係る費用
- (5) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具及び除草用具
- (6) 充填、交換用の潤滑油類及び潤滑油類の交換により発生した廃油の処分費

- (7) 補修塗装用の塗料他
- (8) 一般汎用品のボルト、ナット及びパッキン類等の消耗品（※特殊部品については、委託者が支給する。）
(有資格者等)

第6条 仕様書第8条の有資格者は、次のとおりとする。

- (1) 第3種下水道技術検定又は下水道管理技術認定試験合格者
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (3) 小型移動式クレーン技能講習修了者
- (4) 玉掛け技能講習修了者
- (5) 第1種電気工事士
- (6) その他、委託者が必要と認めた資格
(道路上での作業)

第7条 マンホールポンプ場等における道路上での作業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、必ず所轄警察署の道路使用許可を受け実施すること。

- 2 作業中は必ず交通誘導員を配置し、作業員及び第三者の安全に十分留意すること。また、交通に支障がないように実施すること。
(工事および委託等への対応)

第8条 受託者は、委託者が実施する工事及び委託等が円滑に進められるよう対応しなければならない。工事及び調査等に伴う機器の停止、試運転等について、立会いによる操作を行うこと。また、必要に応じ、清掃を含む準備作業を実施すること。

(別紙1－1) 北部処理区 中継ポンプ場一覧表

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	遠方監視通報装置			備考
				クボタ	水神	協和	
1	北中(1)飛田ポンプ場	北区飛田4丁目9-1	北区 P117 E1		○		非常用発電装置 84kVA
2	北中(2)坪井No.2ポンプ場	中央区坪井4丁目16-1	中央区 P14 I1		○		
3	北中(3)井川道ポンプ場	北区四方寄町1546-9	北区 P97 G1		○		非常用発電装置 50kVA
4	北中(4)西里ポンプ場	北区下硯川町1930	北区 P102 C5		○		非常用発電装置 100kVA
5	北中(5)芭蕉鶴ポンプ場	北区龍田7丁目11-7	北区 P172 F1		○		非常用発電装置 65kVA

(別紙1-2) 中部処理区 マンホールポンプ場一覧表(1/2)

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認点検	深夜点検	遠方監視通報装置			備考
						クボタ	水神	協和	
1	中(1)田崎	西区春日2丁目11-16地先	西区 P111 C2	○					
2	中(2)二本木No.1	西区二本木1丁目3-26地先	西区 P104 I5	○					
3	中(3)二本木No.2	西区二本木1丁目6-15地先	西区 P104 G5	○					
4	中(5)横手No.1	西区横手2丁目3-44地先	西区 P94 H2			○			
5	中(6)花畠ミニ	中央区花畠町1-14地先	中央区 P39 F2			○			
6	中(7)本丸	中央区本丸3-13地先	中央区 P29 I5			○			
7	中(8)千葉城	中央区千葉城町2-35地先	中央区 P29 J3			○			
8	中(9)出町	西区稗田町1-19地先	西区 P54 G4			○			
9	中(11)安曇橋	中央区九品寺1丁目6-17地先	中央区 P50 G1			○			
10	中(12)井出ノ口	中央区九品寺1丁目7-10地先	中央区 P50 I1			○			
11	中(13)大甲橋	中央区九品寺1丁目1-6地先	中央区 P40 H5		○	○			
12	中(15)九品寺No.2	中央区九品寺6丁目2-19地先	中央区 P70 A2		○	○			
13	中(16)必由館高校前	中央区坪井4丁目17-8地先	中央区 P14 G3			○			
14	中(17)池の上No.1	西区春日8丁目2-28地先	西区 P103 E4			○			
15	中(18)池の上No.2	西区池上町585-6地先	西区 P103 C2			○			
16	中(19)江原中前	中央区本荘町757-15地先	中央区 P76 E4			○			
17	中(20)田崎市場No.1	西区城山上代町484地先	西区 P120 F1			○			
18	中(21)田崎市場No.2	西区八島町1006地先	西区 P120 H3			○			
19	中(22)黒髪	中央区黒髪2丁目39-4地先	中央区 P24 E2	○					
20	中(23)平成	中央区本荘町214-3地先	中央区 P76 C5	○					
21	中(24)稗田	西区稗田町1-29地先	西区 P54 H5			○			
22	中(25)池亀町No.1	西区池亀町20-41地先	西区 P48 B2			○			
23	中(26)池亀町No.2	西区池亀町4-10地先	西区 P48 G5			○			
24	中(27)池田3丁目	西区池田3丁目49-13地先	西区 P37 E3			○			
25	中(28)池田4丁目No.1	西区池田4丁目12-3地先	西区 P37 B4			○			
26	中(29)池田4丁目No.2	西区池田4丁目16-22地先	西区 P36 I1			○			
27	中(30)池田2丁目	西区池田2丁目15-10-1地先	西区 P38 G3			○			
28	中(31)蓮台寺3丁目	西区蓮台寺3丁目5地内	西区 P142 J2			○			
29	中(32)池田3丁目No.2	北区池田3丁目1272-55地先	北区 P165 D3			○			
30	中(33)池田2丁目No.2	西区池田2丁目6-20-1地先	西区 P165 I5			○			
31	中(34)池田2丁目No.3	西区池田2丁目7-29地先	西区 P38 I4			○			
32	中(35)池田3丁目No.3	北区池田3丁目7-41地先	北区 P165 I3			○			
33	中(36)徳王	北区徳王町251地先	北区 P152 C5			○			
34	中(37)池亀町No.3	西区池亀町332-4地先	西区 P48 F3				○		
35	中(38)稗田町No.2	西区稗田町2-43地先	西区 P54 H3			○			
36	中(39)稗田町No.3	西区稗田町6-7地先	西区 P49 I5			○			
37	中(40)貢町No.2	北区貢町1488地先	北区 P139 I2	○					ユニットポンプ
38	中(41)硯川No.4	北区硯川507地先	北区 P87 A4	○					ユニットポンプ

(別紙1－2) 中部処理区 マンホールポンプ場一覧表 (2／2)

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認 点検	深夜 点検	遠方監視通報装置			備考
						クボタ	水神	協和	
39	中(42)硯川No.5	北区硯川331地先	北区 P87 B2			○			
40	中(43)黒髪No.2	中央区黒髪2丁目37-7地先	中央区 P23 J2		○				
41	中(44)立福寺町No.1	北区立福寺町311-2地先	北区 P95 B4			○			
42	中(45)万楽寺No.1	北区万楽寺町585-2地先	北区 P80 F5			○			令和8年4月1日供用開始予定
43	雨(1)水道町	中央区水道町6-15地先	中央区 P40 F4		○				

(別紙1－3) 東部処理区 マンホールポンプ場一覧表(1/3)

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認点検	深夜点検	遠方監視通報装置			備考
						ケボタ	水神	協和	
1	東(1)大江下その2	中央区大江1丁目22-18地先	中央区 P31 J3		○				
2	東(2)渡鹿鶴橋	中央区大江1丁目29-53地先	中央区 P32 C2		○				
3	東(3)大江ブロック壁横	中央区大江1丁目25-25地先	中央区 P32 A3		○				
4	東(4)大江公民館横	中央区大江1丁目25-51地先	中央区 P31 J3	○					
5	東(5)新屋敷	中央区新屋敷2丁目14-11地先	中央区 P31 F1	○					
6	東(6)九品寺No.1	中央区大江本町1-15地先	中央区 P51 F5		○	○			
7	東(7)神水苑裏	中央区神水本町20-27地先	中央区 P81 C5		○				
8	東(8)出水1丁目	中央区出水1丁目8-15地先	中央区 P72 C5		○				
9	東(9)水前寺公園裏	中央区水前寺公園7-62地先	中央区 P71 J2		○				
10	東(10)水前寺公園横	中央区水前寺公園12-21地先	中央区 P72 C2		○				
11	東(11)八丁馬場電停横	中央区神水本町19-4地先	中央区 P81 A4	○					
12	東(12)湖東No.1	東区健軍5丁目3-3地先	東区 P105 B5		○				
13	東(13)湖東No.2	東区湖東2丁目47-3地先	東区 P112 H1		○				
14	東(14)堀の内	中央区国府1丁目18-50地先	中央区 P71 E2		○				
15	東(15)健幹15号	東区健軍3丁目7-32地先	東区 P97 I4		○				
16	東(16)健幹16号	東区健軍3丁目20-5地先	東区 P106 A2		○				
17	東(17)健幹17号	東区健軍3丁目7-65地先	東区 P105 I1		○				
18	東(18)江津湖公園	東区健軍5丁目12-1地先	東区 P112 D3		○				
19	東(19)健幹11号	東区健軍3丁目1-19地先	東区 P105 G1		○				
20	東(20)湖東No.3	東区湖東3丁目5-5地先	東区 P103 J5		○				
21	東(21)湖東No.4	東区湖東3丁目13-28地先	東区 P112 A2		○				
22	東(22)保田窪本町	東区保田窪本町3-108地先	東区 P65 C2		○			通報のみ	
23	東(23)若葉No.1	東区若葉6丁目10-2地先	東区 P131 H2		○				
24	東(24)保田窪No.1	東区保田窪本町10-98地先	東区 P65 H2		○				
25	東(25)小磧橋	東区渡鹿8丁目18-42地先	東区 P46 C2		○				
26	東(26)保田窪No.2	東区渡鹿8丁目7-25地先	東区 P56 I3		○				
27	東(27)河童堀	中央区出水1丁目7-6地先	中央区 P71 J5		○				
28	東(28)若葉No.2	東区若葉6丁目9-35地先	東区 P131 G2		○				
29	東(29)若葉No.3	東区若葉6丁目13-3地先	東区 P131 I1		○				
30	東(30)若葉No.4	東区若葉6丁目12-44地先	東区 P122 I5		○				
31	東(31)帶山5丁目	中央区帶山7丁目9-14地先	中央区 P35 F4		○				
32	東(32)保田窪No.3	東区保田窪3丁目6-5地先	東区 P65 J1		○				
33	東(33)中無田	東区秋津2丁目17-5地先	東区 P123 E5		○				
34	東(34)湖東P前	東区神水本町25-25地先	東区 P104 D2		○				
35	東(35)藻器堀川橋横	東区保田窪3丁目23-76地先	東区 P58 E3		○				
36	東(36)長嶺町	東区八反田1丁目17-75地先	東区 P48 C5		○				
37	東(37)長嶺橋前	東区長嶺南6丁目20-50地先	東区 P69 C3		○				
38	東(38)江津1丁目	東区江津1丁目28-1地先	東区 P103 E3		○				

(別紙1－3) 東部処理区 マンホールポンプ場一覧表(2/3)

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認点検	深夜点検	遠方監視通報装置			備考
						クボタ	水神	協和	
39	東(39)下南部その1	東区新南部5丁目7地先	東区 P37 B1			○			
40	東(40)出水6丁目	中央区出水6丁目42-1地先	中央区 P86 G2			○			
41	東(41)下南部その2	東区下南部1丁目1-137地先	東区 P37 D1	○					
42	東(42)下南部その3	東区下南部1丁目2-82地先	東区 P27 E5			○			
43	東(43)下南部その4	東区新南部5丁目6地先	東区 P36 J3			○			
44	東(44)小楠公園	東区沼山津4丁目18-20地先	東区 P109 H5			○			
45	東(45)下南部団地	東区下南部2丁目5-4地先	東区 P27 G2	○					
46	東(46)帯山1丁目	中央区帯山1丁目2-13地先	中央区 P43 E5	○					
47	東(47)下南部2丁目	東区下南部2丁目11-26地先	東区 P21 I5	○					
48	東(48)長嶺東	東区長嶺東6丁目22-90地先	東区 P31 B3			○			
49	東(49)長嶺東その2	東区長嶺東7丁目8-1地先	東区 P24 D5			○			
50	東(50)八反田	東区八反田3丁目22-58地先	東区 P39 I1			○			
51	東(51)上南部町	東区上南部3丁目32-1地先	東区 P10 C4			○			
52	東(52)長嶺東その3	東区長嶺東8丁目5-5地先	東区 P24 G3			○			
53	東(53)長嶺東その4	東区長嶺東8丁目6-97地先	東区 P24 H3			○			
54	東(54)東部青果裏	東区戸島西1丁目5-23地先	東区 P62 B5			○			
55	東(55)秋津3丁目	東区秋津3丁目3-11地先	東区 P123 G1			○			
56	東(56)若葉No.5	東区若葉6丁目13-3地先	東区 P131 I1			○			
57	東(57)長嶺東2丁目	東区長嶺東2丁目11-119地先	東区 P50 A1			○			
58	東(58)保田窪5丁目	東区保田窪5丁目2-22地先	東区 P58 D3			○			
59	東(59)保田窪3丁目	東区保田窪3丁目21-24地先	東区 P58 D4			○			
60	東(60)若葉No.6	東区若葉6丁目11-8地先	東区 P122 I5			○			
61	東(61)戸島1丁目	東区戸島1丁目15地先	東区 P53 C3			○			
62	東(62)保田窪本町No.2	東区保田窪本町10-114地先	東区 P65 G2				○		
63	東(63)石原3丁目	東区石原3丁目574-1地先	東区 P7 B3			○			
64	東(64)秋津1丁目	東区秋津1丁目1-60地先	東区 P123 A4				○		
65	東(65)秋津3丁目公園	東区秋津3丁目6地先	東区 P123 H3				○		
66	東(66)水前寺3丁目東	中央区水前寺3丁目43-2地先	中央区 P53 D1				○		
67	東(67)水前寺3丁目西	中央区水前寺3丁目43-1地先	中央区 P43 D5				○		
68	東(68)戸島7丁目	東区戸島7丁目17-14地先	東区 P72 E1			○			
69	東(69)江津2丁目	東区江津2丁目27-12地先	東区 P111 B3			○			
70	東(70)下江津1丁目	東区下江津1丁目5-15地内	東区 P111 I4			○			
71	東(71)吉原町	東区吉原町299地先	東区 P4 F4				○		
72	東(72)弓削町No.1	東区弓削町561地先	東区 P7 E2					○	
73	東(73)弓削町No.2	東区弓削町689-1地先	東区 P7 I1				○		
74	東(74)鹿帰瀬町	東区鹿帰瀬町22-4地先	東区 P2 F5			○			
75	東(75)良町4丁目	南区良町4丁目7地先	南区 P47 B5			○			
76	東(76)湖東ポンプ場裏	中央区神水本町22-19地先	中央区 P89 B1	○					ユニットポンプ

(別紙1－3) 東部処理区 マンホールポンプ場一覧表 (3／3)

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認 点検	深夜 点検	遠方監視通報装置			備考
						クボタ	水神	協和	
77	東(77)平山町公民館前	東区平山町3087地先	東区 P12 J1	○					ユニットポンプ
78	東(78)江津1丁目No.2	東区江津1丁目32-13地先	東区 P103 D2			○			
79	東(79)下無田No.1	東区画図町大字下無田718地先	東区 P140 B3			○			
80	東(80)江津1丁目No.3	東区江津1丁目32-13地先	東区 P103 D2	○					ユニットポンプ
81	東(81)下無田No.2	東区画図町大字下無田1555地先	東区 P139 F1			○			
82	東(82)下無田No.3	東区画図町大字下無田1139地先	東区 P137 B4			○			
83	東(83)秋田No.1	東区秋津町秋田3066-79地先	東区 P132 D5			○			
84	東(84)重富No.1	東区画図町重富638-138地先	東区 P138 F2			○			
85	東(85)下無田No.4	東区画図町大字下無田1749-1地先	東区 P139 D4			○			宅内ポンプ

(別紙1－4) 南部処理区 マンホールポンプ場一覧表

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認点検	深夜点検	遠方監視通報装置			備考
						クボタ	水神	協和	
1	南(1)元三	南区元三町3丁目9-33地先	南区 P88 C4			○			
2	南(3)川尻公会堂	南区川尻4丁目7-13地先	南区 P87 D4			○			
3	南(4)近見No.1	南区近見2丁目13-2地先	南区 P42 C2			○			
4	南(5)田迎	南区出仲間9丁目1-10地先	南区 P10 C5			○			
5	南(6)外城	南区川尻3丁目9-28地先	南区 P84 J5	○					
6	南(7)島町	南区島町2丁目17-12地先	南区 P27 C4			○			
7	南(8)近見No.2	南区近見6丁目12-5地先	南区 P28 G5			○			
8	南(9)杉島No.1	南区富合町杉島1162-11地先	南区 P97 E4			○			
9	南(10)杉島No.2	南区富合町杉島地内	南区 P97 B4			○			
10	南(11)杉島No.3	南区富合町杉島1151地先	南区 P99 B3			○			
11	南(12)杉島No.4	南区富合町杉島921-2地先	南区 P115 C1			○			
12	南(13)南熊本5丁目	中央区萩原町2-33地先	中央区 P77 A5			○			
13	南(14)白藤5丁目	南区白藤5丁目3地先	南区 P64 F2			○			
14	南(15)護藤町	南区護藤町1594-2地先	南区 P64 F2			○			
15	南(16)御幸木部	南区御幸木部1丁目4-1地先	南区 P78 I2			○			
16	南(17)川尻6丁目No.1	南区川尻6丁目11-5地先	南区 P99 F2				○		
17	南(18)中無田町No.1	南区中無町278地先	南区 P84 H5			○			
18	南(19)流通団地1丁目	南区流通団地1丁目50地先	南区 P31 A2	○					ユニットポンプ
19	南(20)川尻5丁目No.1	南区川尻5丁目7-100地先	南区 P97 I2			○			
20	南(21)中無田町No.2	南区中無町712地先	南区 P96 G1				○		
21	南(22)内田町No.1	南区内田町52地先	南区 P83 I1			○			
22	南(23)会富No.1	南区会富町376-3地先	南区 P62 G4				○		令和8年4月1日供用開始予定

(別紙1－5) 西部処理区 マンホールポンプ場一覧表(1/2)

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認点検	深夜点検	遠方監視通報装置			備考
						クボタ	水神	協和	
1	西(1)城西No.1	西区島崎3丁目4-18地先	西区 P81 H1	○					
2	西(2)城西No.2	西区島崎3丁目1地先	西区 P81 G1	○					
3	西(4)慈恵病院寮前	西区花園3丁目5-24地先	西区 P71 H2	○					
4	西(5)横手No.2	西区横手4丁目10-6地先	西区 P82 C4	○	○				
5	西(6)京町	中央区京町2丁目6-87地先	中央区 P13 D4			○			
6	西(7)上熊本	西区上熊本1丁目10-49地先	西区 P66 J2			○			
7	西(8)製粉前	西区花園1丁目21-3地先	西区 P66 E4			○			
8	西(9)附属中北	西区池田1丁目10-7地先	西区 P54 B2			○			
9	西(10)井芹中前	西区上熊本3丁目26-1地先	西区 P53 G4			○			
10	西(11)カンカン坂No.1	西区池田1丁目19-48地先	西区 P54 D1			○			
11	西(12)カンカン坂No.2	西区上熊本3丁目13-5地先	西区 P49 B4			○			
12	西(13)花園No.1	西区花園6丁目4-21地先	西区 P52 E4	○					
13	西(14)花園No.2	西区花園6丁目5-33地先	西区 P52 E4	○					
14	西(15)花園No.3	西区花園6丁目5-20地先	西区 P52 D4	○					
15	西(17)小山田	西区島崎6丁目3-60地先	西区 P65 E5			○			
16	西(18)花園No.4	西区花園7丁目3-25地先	西区 P47 J5			○			
17	西(19)花園No.5	西区花園6丁目41-23地先	西区 P47 C5			○			
18	西(20)花園No.6	西区花園6丁目33-8地先	西区 P52 B2			○			
19	西(21)双子堤	西区島崎3丁目17-51地先	西区 P79 D4			○			
20	西(23)花園No.8	西区花園7丁目6-10地先	西区 P47 G4			○			
21	西(24)花園3丁目No.1	西区花園3丁目22-51地先	西区 P65 D4			○			
22	西(25)島崎4丁目	西区島崎4丁目7-17地先	西区 P80 B2			○			
23	西(26)花園3丁目No.2	西区花園3丁目22-51地先	西区 P65 C4			○			
24	西(27)島崎6丁目	西区島崎6丁目7-50地先	西区 P65 B4			○			
25	西(28)島崎7丁目	西区島崎7丁目10-65地先	西区 P63 J5			○			
26	西(29)花園7丁目	西区花園7丁目23-3地先	西区 P47 F1			○			
27	西(30)島崎5丁目	西区島崎5丁目2-33-1地先	西区 P70 J3			○			
28	西(31)城山大塘町	西区城山大塘3丁目5-40地先	西区 P106 J3			○			
29	西(32)花園第3	西区花園7丁目26-15地先	西区 P47 I2			○			
30	西(33)戸坂町	西区戸坂町2地先	西区 P81 D4			○			
31	西(34)島崎5丁目No.2	西区島崎5丁目29-43地先	西区 P70 B1			○			
32	西(35)戸坂町No.2	西区戸坂町2-48地先	西区 P81 D5			○			
33	西(36)谷尾崎町No.1	西区谷尾崎町102-10地先	西区 P79 A5			○			
34	西(37)花園7丁目No.2	西区花園7丁目41-45地先	西区 P174 D4				○		
35	西(38)小島7丁目No.1	西区小島7丁目14-10地先	西区 P115 F3			○			
36	西(39)小島7丁目No.2	西区小島7丁目19-25地先	西区 P124 F1			○			
37	西(40)島崎5丁目No.3	西区島崎5丁目地内	西区 P69 J2			○			
38	西(41)横手No.3	西区横手4丁目27-3地先	西区 P81 I2			○			

(別紙1－5) 西部処理区 マンホールポンプ場一覧表 (2／2)

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認点検	深夜点検	遠方監視通報装置			備考
						クボタ	水神	協和	
39	西(42)上高橋1丁目	西区上高橋1丁目5-11地先	西区 P108 E2				○		
40	西(43)小島5丁目	西区小島5丁目9-31地先	西区 P116 D3				○		
41	西(44)島崎7丁目No.2	西区島崎7丁目29-5地先	西区 P69 D1		○				
42	西(45)島崎6丁目No.2	西区島崎6丁目 22-57 地先	西区 P64 E2		○				
43	西(46)谷尾崎町No.2	西区谷尾崎町6-4地先	西区 P81 E2		○				
44	西(47)沖新町	西区沖新町1021地先	西区 P135 E2		○				
45	西(48)池上町No.3	西区池上町2120地先	西区 P91 G5		○				
46	西(49)池上町No.4	西区池上町1304地先	西区 P91 J4		○				
47	西(50)池上町No.5	西区池上町1226-1地先	西区 P92 A3		○				
48	西(51)谷尾崎町No.3	西区谷尾崎町1040-29地先	西区 P88 E2			○			
49	西(52)谷尾崎町No.4	西区谷尾崎町1093-12地先	西区 P88 D3			○			
50	西(53)小島下町No.1	西区小島下町3486地先	西区 P114 D1			○			
51	西(54)小島下町No.2	西区小島下町1298地先	西区 P114 H2			○			
52	西(55)谷尾崎町No.5	西区谷尾崎町567地先	西区 P81 A5		○				
53	西(56)西松尾町No.1	西区西松尾町4308地先	西区 P84 C2		○				
54	西(57)西松尾町No.2	西区西松尾町4735地先	西区 P97 E3		○				
55	西(58)西松尾町No.3	西区西松尾町5248-1地先	西区 P97 E3		○				
56	西(59)花園7丁目No.3	西区花園7丁目67-24地先	西区 P35 J5	○				ユニットポンプ	
57	西(60)八分字町	南区八分字町3117地先	南区 P62 H1		○				
58	西(61)花園7丁目No.4	西区花園7丁目52-5地先	西区 P36 H3		○				
59	西(62)島崎5丁目No.4	西区島崎5丁目30-73地先	西区 P70 B1		○				
60	西(63)上高橋2丁目No.1	西区上高橋2丁目4-25地先	西区 P101 A1		○				
61	西(64)上高橋2丁目No.2	西区上高橋2丁目5-8地先	西区 P100 J4	○				ユニットポンプ	
62	西(65)島崎7丁目No.3	西区島崎7丁目29-5地先	西区 P68 J1		○				
63	西(66)島崎7丁目No.4	西区島崎7丁目31-21地先	西区 P69 A1	○				ユニットポンプ	
64	西(67)京町2丁目	中央区京町2丁目6-62地先	中央区 P13 B3	○				ユニットポンプ	
65	西(68)西松尾町No.4	西区西松尾町4971地先	西区 P97 F1		○				
66	西(69)島崎5丁目No.5	西区島崎5丁目1083-2地先	西区 P69 C3		○				
67	西(70)谷尾崎町No.6	西区谷尾崎町967-2地先	西区 P78 H5		○				
68	西(71)島崎7丁目No.5	西区島崎7丁目29-46地先	西区 P69 B1	○				ユニットポンプ	
69	西(72)近津No.1	西区松尾町近津1307地先	西区 P74 F4		○				
70	西(73)島崎7丁目No.6	西区島崎7丁目27-14地先	西区 P69 D1			○			
71	西(74)沖新町No.2	西区沖新町3452地先	西区 P148 I5		○				
72	西(75)畠口町No.1	南区畠口町198地先	南区 P35 G4		○				
73	西(77)海路口町No.1	南区海路口町3865-1地先	南区 P60 B5			○			
74	西(78)池上町No.6	西区池上町2239-30	西区 P91 H3			○		令和8年4月1日供用開始予定	
75	西(79)錢塘No.1	南区錢塘町2029地先	南区 P94 G1			○		令和8年4月1日供用開始予定	
76	西(80)春日4丁目No.1	西区春日4丁目44地先	西区 P89 I5					令和8年12月1日供用開始予定 宅内ポンプ	

(別紙1-6) 北部処理区 マンホールポンプ場一覧表(1/2)

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認点検	深夜点検	遠方監視通報装置			備考
						ケボタ	水神	協和	
1	北(2)一本木	北区飛田4丁目2-15地先	北区 P117 D5			○			
2	北(5)新地No.2	北区清水新地4丁目6-1地先	北区 P119 B4			○			
3	北(6)泰勝寺	中央区黒髪4丁目11-18地先	中央区 P10 F4			○			
4	北(7)亀井No.1	北区清水亀井町41-8地先	北区 P154 I5			○			
5	北(8)亀井No.2	北区清水亀井町50-76地先	北区 P154 H2			○			
6	北(10)八景水谷	北区八景水谷2丁目3-57地先	北区 P143 H2	○					
7	北(11)山の上	北区四方寄町1807-5地先	北区 P97 F3	○					
8	北(12)兎谷	北区清水岩倉2丁目6-10地先	北区 P145 J4	○					
9	北(13)八景水谷公園	北区八景水谷1丁目13-30地先	北区 P130 F4	○					
10	北(14)万石No.1	北区清水万石4丁目1-68地先	北区 P168 B3	○					
11	北(15)池田2丁目公園前	西区池田2丁目2-37地先	西区 P39 A4	○					
12	北(16)鹿子木	北区鹿子木町244地先	北区 P82 I1			○			
13	北(17)万石No.2	北区清水万石4丁目3-17地先	北区 P168 E5			○			
14	北(18)津浦	西区津浦町8-32地先	西区 P50 A3			○			
15	北(19)西梶尾No.1	北区西梶尾町665地先	北区 P84 G3	○					
16	北(20)楠野No.1	北区楠野町1392-7地先	北区 P73 G4			○			
17	北(21)大蔵台	北区清水岩倉2丁目18-3地先	北区 P146 B5			○			
18	北(22)西梶尾No.2	北区西梶尾町808-6地先	北区 P84 G4			○			
19	北(24)龍田8丁目No.1	北区龍田8丁目18-1地先	北区 P148 F4			○			
20	北(25)龍田陳内4丁目	北区龍田陳内4丁目5-1地先	北区 P191 E4				○		
21	北(26)下硯川町	北区下硯川町1373-2地先	北区 P128 F4			○			
22	北(27)龍田9丁目	北区龍田9丁目2-5地先	北区 P148 F3			○			
23	北(28)下硯川町No.2	北区下硯川町1565-3地先	北区 P115 G4			○			
24	北(29)龍田陳内3丁目	北区龍田陳内3丁目28-105地先	北区 P181 C2			○			
25	北(31)四方寄	北区四方寄町1143-2地先	北区 P89 D5			○			
26	北(32)梶尾町No.1	北区梶尾町1107-179地先	北区 P86 A1			○			
27	北(33)下硯川町No.3	北区下硯川町2243-206地先	北区 P115 F1			○			
28	北(36)楠原	北区楠野町549-7地先	北区 P74 A3			○			
29	北(37)楠野町No.2	北区楠野町1128地先	北区 P73 G3			○			
30	北(38)梶尾町No.2	北区梶尾町1078地先	北区 P85 I3			○			
31	北(40)大窪1丁目	北区大窪1丁目5-17地先	北区 P129 C3			○			
32	北(41)牧鶴	北区龍田1丁目12-1地先	北区 P182 C4			○			
33	北(42)東平	北区龍田弓削1丁目26-18地先	北区 P149 G3			○			
34	北(43)榆木5丁目	北区榆木5丁目15-6地先	北区 P107 F4			○			
35	北(44)龍田町弓削No.3	北区龍田町弓削810-1	北区 P125 B4			○			
36	北(45)山室3丁目	北区山室3丁目3-9地先	北区 P142 I4			○			
37	北(46)山室6丁目	北区山室6丁目8-1地先	北区 P130 B3			○			
38	北(47)龍田もえぎ台	北区龍田2丁目693-285地先	北区 P171 C1			○			

(別紙1－6) 北部処理区 マンホールポンプ場一覧表(2/2)

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	確認点検	深夜点検	遠方監視通報装置			備考
						クボタ	水神	協和	
39	北(48)弓削団地	北区龍田町弓削732-1地先	北区 P111 D5			○			
40	北(49)弓削神社	北区龍田町弓削489地先	北区 P150 C2			○			
41	北(50)坪井6丁目	中央区坪井6丁目10-1地先	中央区 P8 I2			○			
42	北(51)龍田4丁目	北区龍田4丁目28-17地先	北区 P158 H1			○			
43	北(52)龍田町弓削2丁目	北区龍田弓削2丁目2-58地先	北区 P136 E3			○			
44	北(53)龍田5丁目	北区龍田5丁目7-8地先	北区 P158 I1			○			
45	北(54)明徳町	北区明徳町1198-1地先	北区 P64 G1				○		
46	北(55)兎谷No.2	北区兎谷3丁目7-3地先	北区 P146 G4			○			
47	北(56)四方寄No.2	北区四方寄町1740-2地先	北区 P97 G5			○			
48	北(57)龍田8丁目No.2	北区龍田8丁目17-54地先	北区 P148 E4			○			
49	北(58)貢町	北区貢町676地先	北区 P140 F1			○			
50	北(59)飛田4丁目	北区飛田4丁目2-25地内	北区 P117 D4			○			
51	北(60)榆木6丁目	北区榆木6丁目2地先	北区 P107 J4			○			
52	北(61)硯川町	北区硯川町1426地先	北区 P95 J2			○			
53	北(63)硯川No.2	北区硯川町1299地先	北区 P95 G2			○			
54	北(64)龍田2丁目	北区龍田2丁目15-43地先	北区 P181 E1	○					ユニットポンプ
55	北(65)津浦No.2	北区津浦町23-7地先	西区 P50 B1	○					ユニットポンプ
56	北(66)麻生田2丁目	北区麻生田2丁目14-134-2地先	北区 P133 I2	○					ユニットポンプ
57	北(67)小糸山町No.1	北区小糸山町527地先	北区 P64 H2			○			
58	北(68)小糸山町No.2	北区小糸山町640-1地先	北区 P64 G2			○			
59	北(69)四方寄No.3	北区四方寄町1813-11地先	北区 P97 H3			○			
60	北(70)鶴羽田3丁目No.1	北区鶴羽田3丁目8-80地先	北区 P100 G2			○			
61	北(71)硯川No.3	北区硯川町281-2地先	北区 P82 E4	○					ユニットポンプ
62	北(72)高平2丁目	北区高平2丁目17-13地先	北区 P166 H2				○		
63	北(73)明徳町No.2	北区明徳町766-1地先	北区 P65 E5				○		
64	北(74)明徳町No.3	北区明徳町707-1地先	北区 P65 E4				○		
65	北(75)明徳町No.4	北区明徳町866-1地先	北区 P65 C5				○		
66	北(76)龍田7丁目No.1	北区龍田7丁目36-78地先	北区 P148 J4				○		

(別紙1－7) 合流改善スクリーン設備一覧表

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	深夜 点検	遠方監視通報装置			備考
					クボタ	水神	協和	
1	E-1 徳富記念館前	中央区大江4丁目10-28地先	中央区 P41 E3	○				
2	E-15 動植物園前	東区水源1丁目1地先	東区 P113 D1	○				
3	C-3 熊大前	中央区黒髪2丁目40地先	中央区 P15 J5	○				
4	C-5 深井1丁目公園	中央区深井1丁目7-16地先	中央区 P22 C3	○				

(別紙1－8) 雨水貯留管設備一覧表

No.	ポンプ場名	住所	ゼンリン	深夜点検	遠方監視通報装置			備考
					クボタ	水神	協和	
1	C-3 熊大前	中央区黒髪2丁目40地先	中央区 P16 B5	○				
2	C-5 坪井1丁目公園	中央区坪井1丁目7地先	中央区 P22 C3					
3	C-6 坪井1丁目	中央区坪井1丁目1-10地先	中央区 P22 B4					
4	C-7 内坪井公園	中央区内坪井町9地先	中央区 P21 J2					
5	C-13 城東町No.1	中央区城東町1-1地先	中央区 P29 J5	○				
6	C-15 城東町No.2	中央区城東町1-1地先	中央区 P39 I1	○				
7	C-18 市役所横	中央区手取本町1-1地先	中央区 P39 I3	○				
8	C-20 花畠	中央区花畠町2-15地先	中央区 P39 E3					
9	C-22 新吳服橋	中央区中唐人町20地先	中央区 P48 F3					
10	C-24 一駄橋	中央区小沢町91地先	西区 P95 A1					
11	C-27 合同庁舎前	西区春日2丁目6地先	西区 P111 E1	○				
12	C-33 田崎橋	西区二本木2丁目7-30地先	西区 P111 E3	○				
13	C-36 子飼橋	中央区東子飼橋8-54地先	中央区 P23 E2					
14	E-1 徳富記念館前	中央区大江4丁目10-33地先	中央区 P41 E3					
15	E-2 九品寺交差点横	中央区大江4丁目2-21地先	中央区 P41 B5	○				
16	E-4 国府踏切	中央区新大江1丁目20-15地先	中央区 P52 D5					
17	E-6 戸井の外	中央区水前寺1丁目11-33地先	中央区 P62 E2					
18	E-8 国府電停横	中央区水前寺1丁目18-20地先	中央区 P62 E4	○				
19	E-9 九州記念病院前	中央区水前寺公園2-30地先	中央区 P62 I5					
20	E-10 神水交差点	東区湖東1丁目1-5地先	東区 P96 F4					
21	E-12 健軍ゾブ場前	東区健軍4丁目18-21地先	東区 P105 G3					
22	E-14 庄口公園No.1	東区健軍4丁目24地先	東区 P105 G3					
23	E-15 動植物園前	東区健軍5丁目14地先	東区 P113 C1	○				
24	E-16 庄口公園No.2	東区健軍4丁目19地先	東区 P105 D4					
25	E-23 若葉小前	東区若葉4丁目17-1地先	東区 P122 F1					

(別紙2)

マンホールポンプ場 点検基準

	項目	日常点検		定期点検	宅内MP点検
		確認点検	機能点検		
		月1回	月2回	月1回	年1回
引込盤・制御盤	(1) 電力量、電圧、電流、運転時間、運転回数の確認、記録	●	●		●
	(2) 外観(汚損、損傷)、過熱の確認	●	●		●
	(3) 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズの確認	●	●		●
	(4) 漏電遮断器の作動確認			●	●
	(5) 遠方監視通報装置の発報試験			●	
	(6) パトライトの確認			●	●
	(7) 絶縁抵抗測定			●	●
	(8) 接地抵抗測定			●	●
ポンプ	(1) 運転状況の確認(異音、振動、電流値の確認)	●	●		●
	(2) 着脱装置の機能点検			●	
	(3) オイル交換			●	オイル無
	(4) 分解点検(インペラ、ライナー等の磨耗、シール状況の確認)			●	●
配管	(1) 漏水、ジョイント部の確認	●	●		●
	(2) 逆止弁の点検(異音の確認)	●	●		
	(3) 圧送先マンホールの内部確認			●	●
ポンプ槽	(1) スカム発生状況の確認 (状況によりポンプの底引き運転実施)	●	●		●
	(2) 槽内清掃作業(高圧洗浄機)			●	●
	(3) 沈砂、し渣の除去			●	●
水位計	(1) 投込式水位計の点検、清掃		●		● (ポンプに付属)
	(2) フリクトスイッチの点検、清掃		●		

※1 遠方監視装置付MPに関しては、確認点検を不要とする。

※2 別紙2に明記されてない事項で、必要と認められる点検は、両者協議のうえ実施するものとする。

(別紙3)

中継ポンプ場 点検基準

設備名	機器名	分類	日 常 点 検	定期点検		
			週 3 回	1 週 間	1 ケ 月	そ の 他
沈砂池設備	ゲート	手動式	・開度の確認	・作動の確認	・全開・全閉の確認	6ヶ月
		電動式		・作動の確認 ・異音、振動の確認	・全開・全閉の確認 ・開閉時間、電流値の測定	
除塵機械	手搔バースクリーン	・スクリーンかすの除去 (必要に応じて)				
主ポンプ設備	ポンプ	水中汚水ポンプ	・異音、圧力、吐出量、振動、電流値の確認	・絶縁抵抗の測定		1年
	バルブ	手動弁	・開度、水漏れの確認	・作動の確認 ・グランドパッキンの確認		6ヶ月
		電動弁	・開度、水漏れの確認	・作動の確認 ・グランドパッキンの確認		1年
		逆止弁	・水漏れの確認	・作動の確認		
天井クレーン	電動式			・クレーン定期自主点検表に準ずる		
脱臭設備	活性炭吸着塔		・漏れの確認 ・差圧の確認			
	脱臭ファン		・異音、温度、振動、圧力の確認	・電流値の測定 ・Vベルトの張りの確認	6ヶ月	・羽根の損傷の確認 ・オイルの交換 (必要に応じて)
換気設備	送風機	送風機		・異音、温度、振動の確認	1年	・羽根の損傷の確認
	風道	吸込口及び吹出口	・吸込口、吸込口の異物付着確認			
		ダンバ類		・ダンバの開閉確認		

(別紙3)

中継ポンプ場 点検基準

設備名	機器名	分類	日 常 点 検	定期点検		
			週 3 回	1 週 間	1 ケ 月	そ の 他
その他の設備	床排水ポンプ	水中ポンプ	・異音、圧力、振動、電流値の確認			6ヶ月 ・排水槽内堆積物除去
	給水ポンプ		・異音、温度、振動、圧力、水漏れの確認			1年 ・オイル交換
	配管		・水漏れの確認			
	圧送先マンホール					1年 ・内部確認
受電・動力設備	電線路	架空電線路			・標識、保護さくの状況確認 ・電線の高さ・他の工作物・植物との離隔距離の確認 ・端末部の腐食損傷の確認	1年 ・外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認
		地中電線路				
	接地線	接地線			・端子箱の異常の確認	1年 ・外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認
	受変電設備	PAS・断路器・遮断器・避雷器・計器用変成器・開閉器類			・異物の付着確認 ・損傷、油漏れ及びき裂の確認 ・指示計、表示灯類の確認 ・異音、異臭、振動の確認 ・温度の確認	1年 ・外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認 ・付属装置の機能確認
		変圧器				
		コンデンサ				
		高圧リーアクトル				
		ヒューズ類				
		保護継電器				
負荷設備	制御盤	・異音、振動、過熱、異臭の確認				1年 ・外部、接続部の損傷・腐食・過熱・変形ゆるみの確認 ・付属装置の機能確認
		・表示器等による異常の有無確認				
負荷設備	現場操作盤					

(別紙3)

中継ポンプ場 点検基準

設備名	機器名	分類	日 常 点 検	定期点検			
			週 3 回	1 週 間	1 ケ 月	そ の 他	
自家発電設備	発電機 ディーゼル				<ul style="list-style-type: none"> ・外観の確認、保守運転 ・損傷、き裂の確認、清掃 ・指示計、表示灯類の確認 ・異音、異臭、振動の確認 ・温度の確認 	3ヶ月	
						1年	
用制電御源・設計備装	燃料小出槽		・外観、油量の確認			6ヶ月	
					・水分、スラッジの有無確認		
電線路設備	架空電線路 地中電線路 ケーブル配管	汎用ミニUPS	<ul style="list-style-type: none"> ・異音、過熱、異臭の確認 ・表示器等による異常の有無確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・電圧、電流の確認 	1年	
						・汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認	
計測設備	指示計器類	指示計	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の確認 ・指示状況の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ、ほこりの除去 	1年	
		警報設定器				・清掃	
計測設備	共通機器類	ディストビュータ 信号変換器 避雷器	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の確認 			1年	
						・清掃	
計測装置		液位計 開度計 流量計			<ul style="list-style-type: none"> ・水位計センサ部の清掃 	1年	
						・清掃	

(別紙3)

中継ポンプ場 点検基準

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検		
			週3回	1週間	1ヶ月	その他
監視制御設備	監視装置	計装盤	・外観の確認 ・計器の異常の有無 ・表示灯の異常確認			
	情報処理装置		・外観の確認			6ヶ月 ・発報試験
付帯設備	照明設備		・外観の確認 ・表示灯の異常確認			1年 ・汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線の確認
	動力設備					
	自動火災報知設備					

クレーン定期自主点検表 (月1回)

項目		点検事項
安全装置	過巻防止装置、その他安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、その他警報装置	異常の有無
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤーロープ		異常の有無
吊りチェーン		異常の有無
吊り具（フック、グラブパケット）		異常の有無
配線、集電装置、配電盤、開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

	項目	月1回	年1回
制御盤	(1) 電力、電圧、電流、運転時間、運転回数の確認、記録	●	
	(2) 外観（汚損、損傷）、過熱の確認	●	
	(3) 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズの確認	●	
	(4) 漏電遮断器の作動確認	●	
	(5) パトライトの確認	●	
	(6) 絶縁抵抗測定		●
	(7) 接地抵抗測定		●
スクリーン	(1) 損傷の確認	●	
	(2) スクリューの動作状態の確認（異音・異物の有無、回転状態の確認）	●	
	(3) ブラシの磨耗状態の確認	●	
	(4) 各部ボルトナットの締付状態の確認	●	
	(5) スクリーン清掃作業（高圧洗浄機）	●	
スクリーパ	(1) 摩耗状態の確認	●	
	(2) 各部ボルトナットの締付状態の確認	●	
駆動装置	(1) 損傷の確認	●	
	(2) オイル交換		●
	(3) 運転状況の確認（異音、オイル漏れの有無の確認）	●	
水位計	(1) 投込式水位計の点検、清掃	●	

※ 別紙4に明記されてない事項で、必要と認められる点検は、両者協議のうえ実施するものとする。

(別紙5)

雨水貯留管設備 点検基準

	項 目	月1回	年1回
制御盤	(1) 電力、電圧、電流、運転時間、運転回数の確認、記録	●	
	(2) 外観（汚損、損傷）、過熱の確認	●	
	(3) 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズの確認	●	
	(4) 漏電遮断器の作動確認	●	
	(5) パトライ特の確認	●	
	(6) 絶縁抵抗測定	●	
	(7) 接地抵抗測定		●
ポンプ	(1) 運転状況の確認（異音、振動、電流値の確認）	●	
	(2) 着脱装置の機能点検	●	
	(3) オイル交換		●
	(4) 分解点検（インペラ、ライナー等の磨耗、シール状況の確認）		●
配管	(1) 漏水、ジョイント部の確認	●	
	(2) 逆止弁の点検（異音の確認）	●	
	(3) 圧送先マンホールの内部確認	●	
ポンプ槽	(1) スカムの発生状況確認（状況によりポンプの底引き運転実施）	●	
	(2) 槽内清掃作業（高圧洗浄機）	●	
	(3) 沈砂、し渣の除去		● (半年1回)
水位計	(1) 投込式水位計の点検、清掃	●	
	(2) フリクトスイッチの点検、清掃	●	

※ 別紙5に明記されてない事項で、必要と認められる点検は、両者協議のうえ実施するものとする。